

船舶事故等調査報告書

平成24年11月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012那第21号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年4月29日（日、祝日） 16時05分ごろ
発生場所	沖縄県伊江村伊江島南方中ノ瀬 琉球中ノ瀬灯標から真方位242°700m付近 （概位 北緯26°40.5′ 東経127°48.9′）
事故等調査の経過	平成24年5月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット 弥勒Ⅱ、5.0トン
船舶番号、船舶所有者等	231-20138千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	センターボード接続部割損、ラダー支柱折損、センターボード先端部擦過傷
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、ヨットレースに参加し、船体中央部の喫水が約2.3mで伊江島南方の中ノ瀬の浅瀬付近を約9ノットの対地速力で北東進中、平成24年4月29日16時05分ごろセンターボード先端部がさんご礁に乗り揚げた。 本船は、海上保安庁に通報し、付近のレジャー施設の船舶によって引き出され、伊江村伊江港にえい航された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 5 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	船長は、当初、伊江島西方を航行する予定であったが、レースの先行艇が伊江水道を航行するのを見て予定を変更して同水道へ向かった。 船長は、同水道を航行した経験がなく、事前に水路状況の確認を行っていなかった。 本船は、GPSプロッターを装備し、その画面に測深データを表示させ、船長が、時々、その表示を確認していた。 乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、伊江島南方沖を北東進中、船長が航行水路の状況を確認し

	ていなかったことから、中ノ瀬の浅礁域に向けて航行し、さんご礁に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、伊江島南方沖を北東進中、船長が航行水路の状況を確認していなかったため、中ノ瀬の浅礁域に向けて航行し、さんご礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。